

ひょうご消費者ネットがNHKの放送受信規約の改善について申入れ

2014. 12. 12

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下、当会という)は、2014年12月12日、日本放送協会(以下、NHKという)に対して、放送受信規約の改善を求める申入れを行いました。

放送受信規約 (https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/compliant_1.html) には下記の条項があります。

【4条1項】

放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。

【9条】

放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 放送受信契約を要しないこととなる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 放送受信契約を要しないこととなった事由

2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。

【13条1項】

放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

これらの条項に関し、①受信機の設置者が意思無能力の場合の契約の取扱い、未成年・後見など制限行為能力者が契約をした場合の契約の取扱い、②契約成立日が受信機の設置者からの申込みを受けてNHKが承諾した時ではなく、受信機設置の日にさかのぼるとする根拠、③放送受信契約を解約するためには放送受信契約を要しない旨を届け出ることが必要とされているが、放送受信契約者が介護施設等に入所することとなりその届出ができなかった場合の取扱い、とりわけ介護施設等に入所したあと届出をするまでの期間の受信料の返還の可否、④NHKは放送受信事故について責任を負わないとする条項が消費者契約法8条に抵触する可能性、について疑問がありました。

そこで、当会はNHKに対し、2014年9月4日付で「質問書」を送付しました。

(http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/140904_nhk.pdf)

これに対して、NHKから、同年10月2日付で「回答書」をいただきました。

(http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/141003_nhk.pdf)

当会は、NHKからの回答書を踏まえて、さらに検討を重ねましたが、なお、下記の問題点があると考えられます。

- ① 未成年・後見など制限行為能力者が契約した場合に取消権の行使を認めない取扱いには問題があること。
- ② 契約の成立を、申込みと承諾の時点ではなく、受信機設置時にさかのぼらせる条項は民法の原則に反すると考えられること。
- ③ 病院入院や介護施設入所の場合には、入院や入所の日に届出があったものとして解約の取扱いをしているとの回答は評価できるが、実務では必ずしもそのとおりに取扱われていないこと。
- ④ 放送受信規約 13 条 1 項は、NHKに故意または過失がある場合の免責を定めたものではないとの回答であったが、現在の条項の書き方ではこれらの場合が除外されていないので、やはり責任を負わない旨の規定と読めること。

このため、当会はNHKに対し、放送受信契約の条項及び取扱いを改善するよう求める申入れを行いました。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館 2階C

TEL 078-361-7201, FAX 078-361-7205 <http://hyogo-c-net.com>

※ ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法 13 条により内閣総理大臣に認定された適格消費者団体。同法 12 条により、事業者が特定商取引法等の不当条項を使用することの停止（差止め）を請求する消費者団体訴訟の権利を付与されています。